

平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件
原告 宮内正蔵
被告 日本放送協会

第3回口頭弁論における意見陳述書 原告準備書面(二)の陳述に関して

2017年3月23日

奈良地方裁判所 民事部
1C係 御中

被告訴訟代理人
弁護士 佐藤 真理

1 被告は、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきであると主張する。

しかし、原告準備書面(一)で詳述したとおり、放送法4条1項各号の義務は、**対国家との関係では**被告の主張するとおり倫理的義務と解すべきであるが、**受信契約者との関係では**、法的義務と解すべきである。

2 被告は、倫理的義務を定めたものと解すべきであると主張する根拠として、いくつかの判例や判例解説等を引用しているが、原告は本準備書面で詳しく反論したところである。

要するに、放送法64条1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と規定しており、受信料支払義務が放送受信契約により発生することは紛れもない事実である。

この点については、東京高裁平成24年2月29日判決(判例時報2143号89頁)が参考になる。

同判決は、「被上告人(NHK)は、その公的目的をいい、また、債権の法的性質の特殊性(対価性のない特殊な負担金)を主張・・・するが、いずれも理由がない。すなわち、公的目的にしても国税徴収権の時効期間が5年であることからすれば(国税通則法72条1項)、十分な理由とはならず、法的性質の特殊性なる主張も、受信料債権は、現行法上、私人間の契約に基づく債権と構成されており、特殊公法的権利として立法されているわけではないから(民事訴訟手続に基づき

権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていない。) 、その法的・客観的根拠を欠くというほかはない。また、受信料とは文字通り受信(視聴可能性)の対価であり、受信と受信料に對価性があることは明白である。被上告人の主張は、契約上の對価性を理解せず、受信概念を視聴概念にすり替えた上、對価性は現実の視聴との間にのみ生ずるとの独自の主張をするものにすぎない・・・。」と判示している。

判例時報の解説は、「X(日本放送協会)は、受信料債権が放送受信契約ではなく、受信機設置の事実起因するなどとし、日本放送協会放送受信規約が受信料契約の付款(法律行為の効果を制限する定め。条件や期限)ではなく、何か特別な法規範であるかの主張をしたものようであるが、このような主張は、極めて特異な主張のように思われるが、上告審においても明白な誤りとして退けられている。」としている。

- 3 被告は、「電波は有限かつ極めて公共性の高い財である」と主張しているが、公共性の高さは当然として、「有限」性については、今日では地上波テレビのみでなく、衛星放送(BS、CS)、ケーブルテレビ、インターネットでの番組視聴などが可能となっており、必ずしも「有限」とは言えない状況になりつつある。

そういう状況の下で、NHKの放送を受信せずに、種々の情報に接している視聴者国民が少なくない現在、NHK放送の視聴の有無、視聴時間の長短を問わず、被告NHKが定めた受信料を徴収していることについて、違和感や抵抗感を感じている国民が少なくない。現在、NHKの放送受信料未収金は約240億円にも達しており、その内約120億円が回収不能で、焦げ付きが約50パーセントに達していると言われていることも、無関係でないと思われる。

こういう時代を迎えていることを直視すれば、NHKがニュースの報道番組において放送法第4条や「国内番組基準」を遵守して放送するという「民主主義の発達に資する」内容、主権者国民の知る権利の保障に十分に応える内容を持つことが必須であり、被告NHKは、視聴者国民に対して、放送法第4条及び「国内番組基準」を遵守して放送する義務を負担していると解すべきである。このことを抜きに、「特殊な負担金」などと称して、NHKに対してのみ、放送受信料を国民が視聴の有無・視聴時間の長短を問わず、負担していくことについて、国民的合意を得ることは困難と思われる。

- 4 被告主張の「特殊な負担金」論については、原告は、訴状の8頁において、「そもそも「特殊な負担金」という用語は、1964(昭和39)年に出された臨時放送関係法制調査会の答申において使用され

た用語にすぎず、法律用語でも、法制化された用語でもない。最高裁によって、明示的に肯定された用語でもない。」と主張し、原告準備書面（一）でも詳述した。

被告は、前回口頭弁論期日において、現時点では、原告準備書面（一）及び原告準備書面（二）記載の主張に対し、反論する必要を認めないとの趣旨を述べたが、次の3点を含む5点について、釈明を求める。

① 今述べたとおり、「特殊な負担金」という用語は、1964年の臨時放送関係法制調査会の答申において使用された用語に過ぎず、法律用語でも、法制化された用語でもないとの原告の主張も争う趣旨か、また特殊な負担金と明示した最高裁判例は出されていないとの原告の主張も争う趣旨であるのか否かを明らかにされたい。

② 被告は、日本放送協会放送受信規約（甲4）の第13条2項において、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定し（甲4）、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということをしてNHK自身が定めているが、この条項は受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている趣旨ではないのか。

③ 放送受信料については、高品質のサービス（カラー）を受ける場合とそうでない場合（白黒）との間に料金の差が設けられているが、この点は放送受信料が放送サービスに対する対価としての性質を有するものと理解するが、この理解で間違いはないか。対価性を否定する被告の主張との整合性を明らかにされたい。

5 2014年1月に靱井勝人氏がNHK会長に就任し「政府が右を向けという時に、NHKが左を向くわけにはいかない」と発言して以降、NHKの「安倍チャンネル化」（政府の広報機関化）が進行した。全国でNHKを監視する市民団体・視聴者団体が続々と作られ（「NHK問題を考える奈良の会」もその一つ）、これらの市民団体やNHK退職者有志の会が集めた靱井氏の「再任反対署名」が11万5000名を超えるなどの大きな運動の結果、本年1月、靱井氏の再任をストップさせ、上田良一氏が新会長に選任された。

3月21日、NHKの2017年度予算案が衆議院総務委員会で全会一致で承認されたが、4年ぶりのことである。上田新会長は「NHKは視聴者・国民の信頼が最も大事。信頼回復のために全力を挙げたい。」「報道機関として、自主自律、不偏不党、公正公平を貫くことが公共放送の生命線である。」「（NHKの）前身の日本放送協会時代には、放送内容に対する政府からの指示や検閲などが行われた。こうした歴史的経過を踏まえ、戦後民主主義のもとで自由

な放送を普及するために放送法が制定され、現在のNHKの形になった。」などと答弁した。

「国民の知る権利」に奉仕するために憲法21条が保障する報道機関の報道の自由、取材の自由を遺憾なく発揮する自主自律の「公共放送」を担うNHKへの再生を、大多数の国民は強く願っている。

被告NHKは、誠意をもって、原告の求釈明に対応するよう強く求める。

以上